

岐阜県職業能力開発施設運営改革検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 岐阜県立国際たくみアカデミー及び岐阜県立木工芸術スクール（以下、「県立職業能力開発施設」という。）を取り巻く課題の解決を図るため、岐阜県職業能力開発審議会の下部組織として、岐阜県職業能力開発施設運営改革検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会は、県立職業能力開発施設における課題を共有し、運営改革等について意見交換を行う。

(組織)

第3条 検討会は、委員15名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。
2 委員は、県立職業能力開発施設の改革を進めるという観点から、知事が選任する。
3 検討会は座長を置き、委員のうちから互選する。
4 座長は、検討会を代表し、検討会を総理する。
5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。
2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 会議は、事務局が招集する。
2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。
3 会議の存続期間は、平成32年度までとする。

(守秘義務)

第6条 委員は検討会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、岐阜県商工労働部労働雇用課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。